

ミャンマー情勢について

ミャンマーでは2021年2月1日のクーデター以降、軍政勢力による甚だしい人権侵害が続いている¹。多くの市民が軍政復活に反対を表明したが、軍政はこの動きに暴力で応じ、2024年1月24日現在、4,426人が殺害され、19,966人が拘束されている²。国連人権理事会が設置した「ミャンマーに関する独立調査メカニズム(IIMM)」によれば、ミャンマー軍やその傘下の武装組織が、人道に対する罪や、民間人を標的にした爆撃などの戦争犯罪を犯している強い証拠がある³。

クーデターよりも前の2017年、ミャンマー軍はラカイン州でロヒンギャ・ムスリム住民が暮らす集落を襲い、殺害、レイプ、恣意的拘束、民家への大規模放火を行った。国連人権理事会が設置した国際独立事実調査団(IIFMM)は、この作戦の際に軍による人道に対する罪のほか、戦争犯罪に相当する国際人道法違反があったと述べた⁴。また、このときにジェノサイドがあったとしてガンビアがミャンマーを国際司法裁判所(ICJ)に提訴し、現在も係争中である。ラカイン州以外の少数民族居住地域では、すでに数十年間続いていた武力紛争がクーデター後に継続、悪化、または再開した⁵。国連人道問題調整事務所(OCHA)によれば、2023年12月現在、ミャンマーには約260万人の国内避難民(IDP)がいる⁶。

軍が少数民族武装勢力の掃討作戦の一環として行う強制労働や強制移住、性暴力、超法規的殺害などにより、多数の民間人が犠牲となってきた⁷。こうした軍事作戦は開発事業を進めるために行われることもある⁸。ミャンマー沖のガス田からタイにガスを運ぶヤダナ・パイプラインの建設時には軍がルート沿いに展開し、少数民族住民に対して強制移住、強制労働、略奪、レイプ、即決処刑などを行った⁹。数年後、同じルートにイェタグン田からのパイプラインも設置された。

ミャンマー軍は独自のビジネス網を構築して活動の原資としている。上述のIIFMMは軍の経済的権益についての2019年の報告書で、軍がその所有会社や外国企業との取引を利用して少数民族に対する軍事作戦を支えている実態を詳しく明らかにした¹⁰。さらに、軍が国内外の商取引から得る収入は同軍が深刻な人権侵害を行う能力をおおいに高めているため、「ミャンマーで活動している、またはミャンマー企業との取引やミャンマー企業への投資をしている企業は、ミャンマーの治安部隊、特に軍、またはそれらが所有もしくは支配する企業といかなる形の取引関係を開始、継続すべきでもない」と警告した¹¹。ミャンマーに進出している日本企業の一部は、軍のこのビジネス網を通じて人権侵害に関与している可能性がある。

¹ 例えば次を参照。Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar, October 12, 2023.

² 政治囚支援協会まとめ。Assistance Association for Political Prisoners, Daily Briefing in Relation to the Military Coup, January 24, 2024.

³ Report of the Independent Investigative Mechanism for Myanmar, August 10, 2023, paragraphs 26, 31.

⁴ Report of the detailed findings of the Independent International Fact-Finding Mission on Myanmar, September 17, 2018, p. 374, 376.

⁵ Written updates of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (UNHCHR) on the situation of human rights in Myanmar, September 16, 2021, pp.9, 11.

⁶ United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA), Myanmar Humanitarian Update No.35, January 12, 2024.

⁷ 例えば次を参照。The Shan Human Rights Foundation & The Shan Women's Action Network, *License to Rape: The Burmese military regime's use of sexual violence in the ongoing war in Shan State*, May 2002; Shan Human Rights Foundation, *Dispossessed: Forced Relocation and Extrajudicial Killings in Shan State*, April 1998.

⁸ 例えば次を参照。EarthRights International, *Total Denial Continues: Earth Rights Abuses Along the Yadana and Yetagun Pipelines in Burma* (2000); Karenni Development Research Group, *Dammed by Burma's Generals: The Karenni Experience with Hydropower Development From Lawpita to the Salween*, 2006.

⁹ EarthRights International, 前掲書。

¹⁰ Independent International Fact-Finding Mission on Myanmar, *Economic interests of the Myanmar military*, August 5, 2019.

¹¹ Ibid., p.66.